

むつ市議会第255回定例会会議録 第5号

議事日程 第5号

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

第1 議席の変更

第2 議会運営委員の選任

【一般質問】

第3 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）15番 佐藤 広政 議員

（2）2番 工藤 祥子 議員

（3）14番 濱田 栄子 議員

（4）4番 東 健而 議員

（5）20番 浅利 竹二郎 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	19番	佐々木	隆徳
20番	浅利	竹二郎	21番	佐々木	肇
22番	大瀧	次男			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長職務代理者	川西	伸二	教育長	阿部	謙一
公営企業管理者	村田	尚	代監査委員	齊藤	秀人
選挙管理委員会委員長	畑中	政勝	農委員会委員長	坂本	正一
政統括策監	吉田	真	総務部長	吉田	和久
総務部デジタル推進	藤島	純	企画政策部長	角本	力
財務部長	松谷	勇	民生部長	杉澤	一徳
福祉部長	中村	智郎	健づく推進部長	菅原	典子
子どもみどりもいleskofficeにり所	吉田	由佳子	経済部長	立花	一雄
都市整備部長	中里	敬	建設技術部長	小笠原	洋一

川所	内所	舎長	木	下	尚	一	郎	大所	畑所	舎長	高	杉	俊	郎
協所	野所	沢長	小	田	晃	廣	一	会管	理者	計者	千	代	谷	賀
選委事	挙務	理局長	工	藤	淳	一	司	監事	査務	委員長	伊	藤	恭	雄
農委事	務局	業会長部事	成	田				教	育	部長	伊	藤	大	治
上局民理	水生	道長部事	中	村				務	進	室	石	橋	秀	治
健つ推政推	く進進	康り部策監	畑	中	美	雅		健つ推副健つ推	く進理	く進課	高	橋	嘉	美
都整政推	備進	市部策監	畑	中				建技政推建課	術進技	設部策監術長	大	澗		聡
教委事政推生課	員務進学	育会局策監習長	鷺	岳	彰	丸		教委事副学課	員務理教	育会局事育長	祐	川	達	也
上水副下課民環政	道理水生策	下局事道長部境課	中	村				総務課	務課	部長	一	戸	義	則
経農水振	興産課	部林業長	阿	部	博	幸		大市課	畑生	舎活長	山	崎	憲	一
教委事総	員務課	育会局長	工	藤	大	介		上水経	道課	下局長	宮	下	圭	一
上水下総民環政	道道主	下局課幹部境課	本	田	正	大		総総主	務務	部課幹	徳			学

上水経主
道管
下局課幹
務務
部課任
総総主

川 村 悟
川 畑 千 菜 美

総総主
務務
部課任
柏 谷 諒

事務局職員出席者

事務局 長	佐 藤 孝 悦	次 長	中 野 敬 三
総括主 幹	櫻 田 誠	主任主 査	畑 中 佳 奈
主任主 査	井 田 周 作	主 任	浜 端 快

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は21人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第5号により議事を進めます。

◎日程第1 議席の変更

○議長（大瀧次男） 日程第1 議席の変更を議題といたします。

会議規則第4条第3項の規定により、お手元に配しております議席図のとおり議席の一部を変更したいと思います。

変更となる議席番号及び氏名を職員に朗読させます。事務局長。

○事務局長（佐藤孝悦） それでは、変更となります議席番号とお名前を読み上げます。

（事務局長議席番号・氏名朗読・
別紙議席表）

以上です。

○議長（大瀧次男） お諮りいたします。

ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よっ

て、ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

それでは、ただいま決定いたしました議席に着席願います。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時01分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議会運営委員の選任

○議長（大瀧次男） 次は、日程第2 議会運営委員の選任を行います。

本件は、議会運営委員に1名の欠員が生じたので、これを補充するため行うものであります。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、村中浩明議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました村中浩明議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎日程第3 一般質問

○議長（大瀧次男） 次は、日程第3 一般質問を行います。

本日は、佐藤広政議員、工藤祥子議員、濱田栄子議員、東健而議員、浅利竹二郎議員の一般質問を行います。

◎佐藤広政議員

○議長（大瀧次男） まず、佐藤広政議員の登壇を求めます。15番佐藤広政議員。

（15番 佐藤広政議員登壇）

○15番（佐藤広政） おはようございます。自民クラブ、佐藤広政です。むつ市議会第255回定例会にて、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。理事者の皆様には、明確なご答弁をよろしくお願いいたします。

また、今年度で退職される職員の皆様には、長い間市政にご尽力をいただいたことに感謝を申し上げるとともに、誠にご苦労さまでございました。退職後もご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。そして、第二の人生を謳歌していただきたいと思います。

1項目2点を質問させていただきます。まず1点目は、昨年8月に青森県教育委員会で県内公立学校の小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した独自の学習状況調査の結果についてお尋ねいたします。これは、小学校4教科、中学校5教科に対しての通過率、すなわち解答数に対する正答数の割合イコール正答率で表した調査です。広報むつ3月号でも、11ページに1ページを使って広報されておりますが、ご存じの方も多いたと思います。

青森県教育委員会では、昨年度までは目標数値を設定し、目標数値と実際の正答率の差が上下5ポイント以内のうちは同程度、上下5ポイント強の場合は上回る、下回ると判断しておりました。しかし、改訂された新学習指導要領の個に応じた指導の充実などに沿って、全県という大きな集団で一概に評価するのではなく、学校の実態に応じた個別最適な学びのための授業改革に役立てる目的に変わったとしております。

そこで、1点目の2022年度青森県学習状況調査結果についての教育長の所感をお伺いいたします。

続きましては、本年度をもちまして、市内小・中学校、児童・生徒一人一人にタブレットの配付が完了いたしました。いよいよ本格的に学校授業がICT化され、2024年度にはデジタル教科書の本格的活用も始まります。その中でも様々な問題や改善点等が出てきているのではないかと思います。

そこで、2点目のICT化と環境整備の状況は現在どのようになっているのかをお伺いいたします。

以上、1項目2点を壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） おはようございます。佐藤広政議員の教育行政についてのご質問の1点目、2022年度青森県学習状況調査結果について、教育長の所感を伺うについてお答えいたします。

ご指摘の結果は、本市の状況は県全体の通過率と比較して、小学校でマイナス5ポイント、中学校でマイナス2ポイントという結果となっております。目標は、プラス3ポイントであり、到達できなかったこの結果に関し、その責任を重く受け止めております。また、この結果は本市の本来の子供たちの力に遠く及ばず、教育に携わる者の一人として、子供たちに対し心より申し訳なく思っております。

この結果を受けて、主に2つの施策を実行いたしております。1つ目は、学習状況調査を実施した当該学年の学力保障です。正答率が低かった内容について、今年度のうちに補充的な取組を行い、その学年で身につけるべき内容の定着を図り、来年度に課題を持ち越さないようにと考えております。

いま一つは、全ての学年の基礎基本の定着強化です。学年末のまとめに使用することを想定した

全教科の学習ポイントを示し、今年度の学習内容をしっかり定着させて次の学年へとつなげることを想定しております。

今後も学校と教育委員会の共通認識の下、むつ市の子供たちの未来のために保護者の皆様方とも協働し、一丸となって学力の向上に取り組んでまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目のICT化と環境整備の状況は現在どのようになっているのかについてであります。教育委員会ではGIGAスクール構想により、これまで各学校のネットワーク環境と1人1台の端末配備を進めてまいりました。ネットワーク環境につきましては、令和2年度に全ての学校の普通教室を、令和4年度には体育館のネットワーク環境をそれぞれ整備いたしております。

タブレット端末につきましては、令和2年度に小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒へも端末を配付し、令和3年度には小学校3年生の児童分、令和4年度には2年生への児童分を配付するとともに、1年生の児童には既存の端末を配付することで、今年度中に全学年の児童・生徒への端末配付が完了いたしましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ご答弁ありがとうございます。順を追って再質問をさせていただきます。

まず、2022年度の青森県の学習状況調査の結果についてですが、正直大変残念な結果だと思っております。また、ここ数年の結果を見ましても、少しずつ数値が下がっているようにも見えます。一概にこの調査だけを評価の対象と見るべきではないとは思いますが、しかしながら先ほど教育長のご答弁でもありましたように、本来の子供たちの力に遠く及ばず、教育に携わる者の一人として子供たちに対し、心より申し訳なく思っていると。この言葉に集約されているのではないかと私も思

います。

そこで、あえて少し掘り下げてご質問をさせていただきたいと思っております。先ほどの答弁の中でもポイントが示されましたが、本年度策定された教育大綱では、学力の向上、明確な目標設定とありますが、どのような設定で取り組んだのか、またその目標値はどのようにしたのかをお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答えいたします。

教育大綱では、学校教育プランに明確な数値目標を示すとともに、毎年度各校が実態に応じて数値目標を設定し、達成されるよう学習指導の充実に取り組むと定め、学力につきましては、現行の教育プラン及び来年度から実施されます学校教育プランにおいても、各教科、平均通過率を県平均プラス3ポイント以上にするという具体的な目標値を設定して取り組んでおります。

来年度から学校訪問時に各校の数値目標を確認し、それに向けた取組を支援するとともに、達成感と基礎の定着を目的とした教育委員会作成による算数、数学のテストの実施や、学習の個別化と家庭との連携強化を目指すタブレット端末の持ち帰りの推進など、目標の達成に向けて努力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） 大変しっかりとした取組をしていたのにもかかわらず、先ほども申し上げましたが、なかなか残念な結果だったのではないかなと。先ほどご答弁いただいている中にも重複するのではないかなとは思いますが、そこで質問させていただきたいと思っております。

実施した青森県では、対策は各自ということに2022年度からなっておりますが、当市では一律の対応なのか、3ポイント全員ということなのか、また各学校での対策なのか。また、そのためには

教育委員会ではどのような指導をしているのかお尋ねいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご質問のポイントに関して、まずお答えを申し上げたいと思います。

私どもは、プラス3ポイントを目標として掲げていると申しましたが、市全体でプラス3ポイントを目標といたしております。したがって、全ての学校に対してプラス3ポイントの目標を課しているということではありません。現状、学年によって子供たちの定着度に関して下がる事例も間々ありますことから、それぞれの学校において子供たちの力を最大限伸ばして、できる限り向上を図る、そのようにお願いをしております。そして、その努力の総和として、市全体でプラス3ポイントを達成できるものと信じております。

そして、一律か各校個別かの問いに対する答えといたしましては、市全体の状況を私どもは把握できる立場におりますので、市全体として取り組むべきものに関して、一律で各校に配付し、指導、支援を行っております。それを生かして各学校では、それぞれの児童・生徒の実態に即して個別の対応が重ねて行われる、そのようにご理解いただければ幸いです。

昨年度までは、青森県教育委員会が全体分析を行っておりましたが、今年度からは実施しないことになりました。これを受けて私ども市教育委員会は、市全体の分析を行い、全校に先ほど申し上げたように指導いたしております。加えて各学校では、別途自校の分析を行い、指導に生かすこととなります。

具体的には、教育委員会では市全体の問題ごとの正答率とともに、正答率が県平均を大きく下回った問題について分析を行い、考えられる原因を全校に示しております。また、全ての学校に配備しているデジタル教材を活用することができるよ

うに、県学習状況調査で出題された問題と関連するデジタル教材の問題を示し、各学校の実情に応じて取り組むように指示もいたしております。

さらに、全教員に対して、授業改善につながるようにまとめたプリントを配付し、最も大切である日々の授業の向上に役立てていただいているところでもあります。

各学校においては、自校の結果を基に、正答率の低かった問題を授業で取り上げて指導したり、出題された問題と類似した問題を解かせたりするなど、独自に補足的な指導を行っております。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。今お伺いしたご答弁をいただきますと、しっかりと今回の結果を受けて、その対策を講じていただけると、また講じていくということで、そこはよろしくお願ひしたいと思います。ただ、各学校との連携は密に取っていただき、今以上に事細かく対策をしていただけるようお願いを申し上げます。その目標に向かっていくためにも、教員の方々の働き方改革も必要になってくるのではないかと思います。

そこで、質問させていただきます。今後部活動等の地域移行によることによって、本来の学習を行うということに教員が時間を割くことができる状況になるとは思いますが、どのような見通しを立てているのか、今後の計画をお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） ご指摘のように、教員はこれまで放課後や週休日の部活動指導等に時間を費やしていたことも事実であります。部活動の地域移行により、これまで以上に授業の準備、いわゆる教材研究に時間を割くことが可能になるものと考えております。このことは、日々の授業の質の向上と、子供たちの学びの充実につながるものと考えております。

完全な地域移行へはまだ時間を要することから、順次計画を進めながら、教員の研修、研究時間の確保及び内容の充実に向けた指導に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。まだまだ準備の段階であり、未知数のところがあるとは思いますが、臨機応変に対応していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、2項目めのICT化の現状と環境整備の状況はどのようになっているかでご答弁いただきました。それについて、再質問をさせていただきます。

令和2年むつ市議会第243回定例会において、ICT化やGIGAスクール構想について一般質問をさせていただいたことから、理事者各位の皆様のおかげをもちまして、本年度で全学年に対してのタブレットの配付が完了したというご答弁をいただきました。様々なご苦労があったとは思いますが、感謝の念に堪えません。しかし、配付するだけで完了ではなく、これからが始まりであり、どのように活用して、一人一人の多様性や個性にマッチングさせ、授業に活用していくかが大切なのではないかと思います。

2024年には、デジタル教科書の本格的導入が始まります。そこで、再質問をさせていただきます。体育館のWi-Fi整備は、以前ご提案をさせていただき、実施していただきましたが、特別教室への設置はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） 理科室等の特別教室につきましても、学校からネットワーク環境を整備してほしいと要望があるところでございます。教育委員会では、使用頻度等も検討し、教室全体のネットワーク環境を整備するのではなく、持ち運

びができるWi-Fiのルーターにより環境を整備することとして、令和5年度の当初予算に係る予算を計上しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。令和5年度に予算計上しているということで、これで学校内では、ある程度どこでもタブレットの活用ができる状況になったと思われれます。大変細かいことではございますが、そのルーターの配置ですが、各校に何台配付して、活用はいつから、開始予定等のスケジュールはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 教育部長。

○教育部長（伊藤大治郎） Wi-Fiのルーターの配備につきましては、基本的には各校に1台ずつとなります。しかし、大規模で特別教室を同時に仕様する可能性のある田名部中学校には、2台配備する予定となっております。また、配備につきましては、ルーターの購入等の契約事務が発生いたしますので、新年度早々に準備いたしまして、2学期中の配備となると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。できる限り早めの形でタブレットの活用ができるような対策を取っていただきたいと思っております。

それではまた、そのタブレットの活用に対して、もう一つの柱である持ち帰りについてご質問をさせていただきます。タブレット持ち帰りの件は、どのように進んでいるのか。タブレットによるいじめ等の問題も発生しているとお伺いしております。また、その当市での状況、そしてタブレットを見ることによって、目に対しての異変が起きているという状況も報道等ではされておりますが、それに対しまして、むつ市ではどのような対応策

をしているのかお問い合わせいたします。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） まず、経緯に関してお話を申し上げたいと思います。

今年度初めの新型コロナウイルス感染症の増加に伴い、当市においてもオンライン授業等の対応が必要であると判断し、持ち帰りのルールや保護者に対する同意書の整備を進め、5月中旬に各学校に通知をいたしました。各学校においては、家庭でのタブレット使用に関するルールや使い方についての指導の時間が必要であることから、夏季休業までは登校を自粛せざるを得ない児童・生徒を対象としてタブレット端末の持ち帰りを実施いたしておりましたが、夏季休業明けからは、全ての児童・生徒が持ち帰ることを可能としており、オンライン授業やデジタル教材に家庭で取り組むことができる状況と現在なっております。

タブレットによるいじめについては、報道等により発生事例は承知しておりますが、幸いにして現在当市ではこうした問題については報告を受けておりません。全国的な事例において、いじめの原因となった共通パスワードの問題等に関して、適切な個別パスワードを設定する等ルールを設け、学校に注意喚起を行っております。また、学校や保護者が目の届かないところで子供たち同士がつながることにより、タブレットいじめが発生するという事例もあることから、これを抑止するため、チャットやビデオ会議などの機能については制限を設定する等の対応も行っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、最後に問われました子供たちの健康に対する配慮ですけれども、私どもも使用により子供たちの健康に被害が及ぶことがあってはならないという思いは共通に持っておりますので、導入に際しまして、学校に対して子供たちへの指導をお願いするとともに、保護者に対してもしっかり

した使い方をお願いする旨の文書を配付しております。

具体的には、例えば正しい姿勢で30センチ以上離してタブレットに向かう、あるいは使用した後は必ず目を休める時間を設ける、そして22時、午後10時以降は使用しない、こうしたことをお願い申し上げ、家庭とも協働して子供たちの学力の向上とともに、健康の保持も図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 15番。

○15番（佐藤広政） ありがとうございます。タブレットを持ち帰るということによって、各個人の児童・生徒さんには、振り返りや興味や好奇心の増長、学びの連続性、いつでも、どこでも学習を可能にするということができ、またあらゆる多様な児童・生徒に対応できるというメリットもございます。しかしながら、これは学校と保護者間の連携が必須であることも重要なことだと思えます。ぜひ各学校においては、しっかりと連携を取っていただくよう教育委員会でも注視していただけるようお願い申し上げます。

今回1項目2点という質問の答弁をいただきましたが、やはり様々な部分で教育現場のみでは限界があるのではないかと感じられました。やはり教育の原点は家庭であるということも絶対的に必要であると感じました。よく言われるのは、学校、家庭、地域が連携してという言葉が使われます。しかし、学習に関しては、学校と家庭がしっかりとタッグを組み、学習環境を整えていかなければならないと思います。

国家百年の計は教育にありという言葉がありますが、いずれにせよ教育というものは目先のことで考えてのではなく、目に見えないほど遠くに目標をしっかりと見据えて行うのでなければなりません。

むつ市の未来をたくましく開く子供たちに、しっかりとした計画と適切な対応を要望させていただきます。

最後に、この言葉で一般質問を終わらせていただきます。「平凡な教師は言って聞かせる。よい教師は説明する。優秀な教師はやってみせる。しかし最高の教師は子供の心に火を付ける。ウィリアム・ウォード」。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、佐藤広政議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎工藤祥子議員

○議長（大瀧次男） 次は、工藤祥子議員の登壇を求めます。2番工藤祥子議員。

（2番 工藤祥子議員登壇）

○2番（工藤祥子） 日本共産党の工藤祥子です。むつ市議会第255回定例会において一般質問を行います。2項目9点について質問いたします。

第1は、森林経営管理制度について質問します。2021年3月定例会に引き続き、この制度について質問いたします。

森林経営管理制度は、パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方の財源を安定的に確保するという観点で森林環境税と森林環境譲与税がセットとなって2018年につくられた制度です。森林所有者が所有している森林について、適切な経営管理を行わなければならない責務があると明確にし、所有者が自ら管理で

きない場合は市に委託することができ、市に委託した森林のうち、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、適さない森林は市が管理するという新たなシステムです。

森林環境税は、来年の2024年から国税として1人年間1,000円を個人住民税に上乗せして市町村が徴収することになっています。森林環境譲与税は、私有林人工林の面積、林業労働者及び人口を基準にした金額で、2019年から国は借入金を充てて既に市町村に譲与しています。

前回の質問によると、むつ市の森林面積は、むつ市の山、むつ市有林を含む民有林は、1万5,003ヘクタール、民有林のうち私有林（私有林というのは個人と会社の山です）、この私有林は、県内4番目の1万1,774ヘクタールと言われています。軒下国有林と言われるように、下北の国有林、むつ市の国有林は5万9,125ヘクタールと広い面積を占めています。2021年度から、この森林環境譲与税を利用して、脇野沢地区の私有林147ヘクタールを対象に、森林所有者の管理する意向調査を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大で延期となり、ようやく昨年行われたと聞いています。

そこで、次の6点についてお聞きします。

1、森林環境譲与税の収支と、これまでの支出の内訳の主なものについてお知らせください。

2として、昨年度に行われた脇野沢地区の意向調査でどのような意見が出たのか。そして、今後の見通し、計画についてもお知らせください。

3、むつ市に委託した森林のうち、林業経営者に適した森林は、林業経営者に再委託するとしていますが、委託先の民間事業者は決まったのでしょうか。また、地域林政アドバイザーに国の交付金措置があるといいますが、配置したのでしょうか。

4つ目として、むつ市の担当職員の体制強化について、前回の私への答弁では、体制強化のため

に専門職員を配置すると答弁していましたが、どうなっているのでしょうか。

5つ目、木材利用の促進をどのように計画しているのか。森林所有者への利益の還元は見通しがあるのか。

6つ目、持続可能な林業と、森林の公益的機能について、どのように進めようとしているのかお聞きいたします。

第2の質問は、むつ市営住宅条例についてです。国土交通省は、2018年と2020年の2度にわたり、各都道府県と市町村の住宅担当者に公営住宅入居時に保証人確保を前提にすべきでないという通知を出しています。住宅に困窮する低額所得者に住宅を提供するという公営住宅の目的を踏まえると、保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態が生じないようにしていくことが必要であると考えていますと、その理由が添えられています。むつ市営住宅条例を見ると、第12条に連帯保証人2人をつけるということが書いてあります。

1つとして、国土交通省からのこの通知をどのように受け止めていますか。

2つ目、滞納者はどの程度いるのか。家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置の事例があるのか。

3つ目、八戸市、弘前市のように同性パートナーは入居できるのか。

4つ目、名義人死亡の際、配偶者等の継承はどのようにになっているのかお知らせください。

また、関連質問として、市営住宅の今後の課題についてもお聞きします。老朽化のためと思われませんが、公募していない市営住宅はどのくらいあるのか、そのうち解体予定の計画をお知らせください。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

（川西伸二市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（川西伸二） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、森林経営管理制度についてのご質問の1点目から5点目につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

ご質問の6点目、持続可能な林業と森林の公益的機能をどのように進めるのかについてお答えいたします。森林整備における基本的な考え方といたしましては、令和3年6月に閣議決定された森林・林業基本計画において、おおむね3つの方針が示されております。

1つ目としては、傾斜が緩やかで比較的作業が容易な森林については、伐採後の植栽による確実な更新を図る。2つ目としては、急傾斜地や樹木の生産力が低い森林については、針葉樹と広葉樹が混合する森林の形態となるよう整備し、木材生産機能のほかに生物多様性保全機能なども併せ持つ森林に誘導する。3つ目としては、希少な生物が生息する森林等については、天然力を生かした更新を促進し、天然生林へ誘導するなど示されております。

また、当市で策定しているむつ市森林整備計画におきましては、水源涵養機能、山地災害防止機能及び生物多様性保全機能等の公的機能を発揮すべき森林の区域を設定しており、それぞれの区域における基本的な森林の整備方針を定めております。

森林経営管理事業におきましても、以上のような計画に従い、それぞれの森林の状況を把握し、森林所有者の理解を得た上で、適切な森林整備を行うことにより持続可能な林業と森林の公益的機能が両立する森林の形成に取り組んでまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、むつ市営住宅条例についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

きます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） おはようございます。森林経営管理制度についてのご質問の1点目、森林環境譲与税の収支額と内訳についてお答えいたします。

森林環境譲与税は、令和元年度より国から交付されておりまして、令和3年度までに交付された金額は1億1,089万円となっており、そのうち約2,792万円を事業に充当し、残りの8,297万円については、むつ市森林環境譲与税基金積立金として積み立てております。

森林環境譲与税を活用した主な事業への充当額ですが、令和元年度は林道補修事業に608万3,000円、令和2年度は釜臥山展望台改修工事に439万6,000円、令和3年度は愛宕山公園遊歩道改修事業に546万7,000円というふうになってございます。

続いて、ご質問の2点目、脇野沢地区の意向調査と今後の計画についてお答えいたします。まず、脇野沢地区の森林管理に関する意向調査の状況についてでございますが、今年度は令和元年度に実施済みとなっております源藤城地区を除いた地区に所在する人工林の森林所有者を対象に実施しております。

意向調査の対象面積は、約179ヘクタール、対象者数は528名となっており、223名、42%の方から回答をいただいております。その回答の結果といたしましては、市に管理を委ねたいという方が148名で66%、自分で管理するという方が18名で8%、売却を予定しているという方が6名で3%、その他の回答が51名で23%となっております。

意向調査において、市に管理を委ねたいというふうな回答をされた方が所有する森林につきましては、来年度において現地調査を実施し、市による管理の適格性について検討してまいります。

次に、森林経営管理事業の今後の計画でございますが、来年度は脇野沢地区の現地調査と大畑地区の意向調査を予定しておりまして、令和6年度以降につきましては、これまでの調査結果を基に計画策定を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ご質問の3点目、地域林政アドバイザーと委託先の民間事業者についてお答えいたします。むつ市における森林経営管理事業につきましては、意向調査、現地調査、経営管理権集積計画の策定及び森林整備事業の4段階に分け、それぞれの段階を林業の専門知識を有する事業者へ業務委託するという事としておりますことから、現時点においては地域林政アドバイザーを活用する予定はございません。

次に、森林経営管理事業の委託先の候補となる意欲と能力のある林業経営体につきましては、下北管内においては登録事業者数が4事業者というふうになってございます。

続いて、ご質問の4点目、市の担当職員の体制強化についてお答えいたします。林業の担当職員の体制でございますが、令和2年度は1名というふうな配置でございましたが、令和3年度には2名、そして令和4年度は2名に加えまして、兼務の職員1名を配置し、事業の推移を見ながら強化してきているところでございます。

続いて、ご質問の5点目、木材利用の促進及び森林所有者への利益還元の見通しについてお答えいたします。森林経営管理事業における木材の生産量や収益の試算につきましては、来年度に実施する現地調査の結果や、その後に策定いたします経営管理権集積計画の中で実施するという事としておりますことから、現時点では所有者への利益還元の見通しについて言及する状況にはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） むつ市営住宅条例に

ついでのご質問の1点目、国土交通省は入居時の保証人確保を前提とすべきでないとの通知を出しているが、どのように受け止めているのかについてお答えいたします。

公営住宅の入居に際しての保証人の取扱いにつきましては、事業主体の判断に委ねられております。市では、滞納の抑制と入居者の不測の事態に対する緊急連絡先の確保という観点から、条例に基づき原則2名の連帯保証人を求めています。保証人の確保が困難な場合には柔軟に対応しており、入居をお断りした事例はありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、滞納者はどの程度いるのか、家賃の減免や徴収猶予等の負担軽減措置の事例はあるのかについてお答えいたします。令和3年度末時点の滞納者数は、現年度が20名、過年度滞納者が29名で、重複者を除いた実人数は36名となっております。入居者から納付について相談があった際には、個人の状況に応じて減免や徴収猶予、分割納付等の措置を講じ、適切に対応しております。

また、入居者が亡くなった場合の配偶者の承継についてであります。入居者が死亡した場合において、同居者が引き続き市営住宅に居住を希望する場合には、条例に基づいて30日以内に承継の申請を行うことができます。この申請を審査させていただき、継続的に居住が可能という場合においては、そのような措置を講じておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、市営住宅の今後の課題についてであります。老朽化等により入居募集を行っていない住宅は14団地、175戸となっております。そのうち桜木町団地、川内地区の桧川団地、宿野部団地の3団地については、入居者の退居が完了しております。令和5年2月現在で利用に供している市営住宅359戸のうち、43戸が空き室と

なっており、入居率は約88%となっております。

また、市営住宅の解体についてであります。10団地の集約建替え事業により令和5年度に川内地区の桧川団地と宿野部団地を、令和6年度に桜木町団地を解体し、残る7団地については、令和4年3月に改定したむつ市公営住宅等長寿命化計画に基づき解体工事を行う予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

また、同性パートナーの入居は可能かということのご質問についてお答えさせていただきます。入居資格を定めた市の公営住宅の条例には、同性パートナーについての規定は特にありませんが、親族以外の同居について申請できる場合もありますので、ご相談をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 新聞報道によりますと、昨年12月の時点で全国的に47%未消化とありますけれども、これはもう新型コロナの感染のために事業が遅れているということで仕方がないことだと思います。今事業の中身を聞きましてけれども、まだ本当の事業の中核に入っていないというふうなことで、これからの事業展開に期待したいと思っています。

そして、2番目の脇野沢地域の意向調査ですけれども、どのような意見が出たのかというふうなことで、もう少し詳しくお聞きしたいなと思うのですが、本当に皆さんは今森林の手入れができないということで、高齢化しているし、様々な事情があって、森林を持っているけれども、それこそ様々なことができない、また隣の林地との境界が分からない、そして相続もしていないとか、様々な悩みがあると思うのですけれども、そのような悩みは出されなかったのでしょうか。

また、むつ市では地籍調査等は既に終わっているのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、脇野沢地区の意向調査の回答について、もう少し具体的にということでお話しさせていただきます。市に管理を委ねたいという方につきましては、先ほど申し上げたとおり148名ございました。そして、そのほか自分で管理するという方は18名おりました。また、売却予定という方も6名おりました。その他という方が51名おりましたが、この方につきましては様々なご意見がありまして、伐採済みだとか、相談中だとか、相続放棄だとかという回答もあったようでございます。

それから、そのほかの意見として、森林を手放したいという方の声も多くあったというふうに伺っております。

それから、地籍調査につきましては、都市整備部長から回答させていただきます。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） むつ市の地籍調査についてお答えいたします。

むつ市の地籍調査につきましては、まず合併前の川内地区、大畑地区、脇野沢地区、これは昭和60年代で既に完了しております。旧むつ地区におきましては、昭和40年代中盤から進めてきたのですが、先に外側のほうの山のほうから進めてまいりまして、今現在は約90%を超えておりますが、残っている場所としては中心地の田名部、大湊市街地を中心としたその周辺部がまだ残っていると、現在も調査を続けているというふうな状況にあります。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 市に委託したいという方が66%ということですが、そうすると市に委託されたその所有地は、市は今どのように調査をして、どういう基準で林業経営者に再委託するか、それ

ともどこかに委託するかとか、そういうふうな方向はどのようなことが今出ているのでしょうか。

どのような方針なのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

管理を委ねたいという方に対しましては、先ほどもお答えしたように、来年度現地の調査を行います。そして、その現地の状況によって、その委ねたいという方の森林の規模が、隣接していて大きく森林経営ができるような部分については、林業事業体のほうに経営を委ねるというふうになります。また、林業経営体に委ねるような形状があまりよろしくないというような部分については、市が管理していくということにしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） そうすると、来年度調査の結果によって、ここの所有地は民間の事業者に委託する方向だということと、それを市が管理することは、具体的にどういうことなのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 市が管理することにつきましては、間伐したり、大きくなったら伐採し植樹するというような形で、通常の健全な林業の森林経営を市がやっていくということになります。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 申し訳ありません。何かイメージが湧かないのですけれども、市の現業の仕事をするメンバーがいるのでしょうか。何人ぐらい、どういうふうな形で市が管理して、この委託を引き受けるのか。具体的なイメージが湧かないので、お願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長、イメージが湧くようお願いします。

○経済部長（立花一雄） 市が管理する部分につきましては、市が業務委託で民間の事業者のほうに委託するのですが、それは結局その切った木で、その次の植樹までの経費が賄えないような場合については市が管理主体になりまして、市が森林環境譲与税を使って民間の事業者のほうに委託するということがあります。先ほどの大きくまとまるような部分につきましては、林業事業者がその木を切ることで、その木材を売って収入が得られます。そして、その収入で次の植樹までもできるような見込みの立つ部分については、最初から民間の林業事業者に委ねるといような形になりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） そうすると、意向調査によってある程度の面積を確保した、その森林に関しては民間事業者に委ねるといことですね。そして、それにはあまり適さないといつか、収益が上がらないようなところは市が管理するといことで、市が管理するといことは、森林組合等に委託するとか、そこまではいかないで、市の中では現場で働くような人はいないのですけれども、それもまた業務委託といことなのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） 市が管理する部分につきましては、どうしても管理するのに費用が発生しますので、その費用を負担して、民間事業者に業務委託で管理していただくといことになります。そうでない林業経営が成り立つような森林については、そういう市が経費を出さなくても、その収益で伐採から植樹までの経費が賄える、さらにその収益も上がるいような森林については、最初から民間の事業者に委ねるといことになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 少しイメージが湧いてきまし

たけれども、いずれにしても民間に委託するといことでは変わらないわけですね。分かりました。

そうすると、委託する側としての市の担当者ですか、市は高い見地に立って、むつ市の森林整備をどうするかといふうなことで業務委託する責任があると思のです。私以前に、担当職員といのは、本当にむつ市の場合は少ないと思、何回もほかの場面でも指摘してきましたけれども、今農林水産業振興課といのは、グループ制になって、何とか人数を協力し合って様々な第一次産業を担っていると聞きましたけれども、グループ制で行うといことの意味とか、それから農林水産業振興課といのは、今何人いるのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

まず、職員の体制といことでお答えします。林業の職員につきましては、令和2年度は1名でございました。令和3年度が2人に増員しております。そして、今年度はそれに加えまして兼務という形ですけれども、1人兼務の職員を配置しているいことになりまして、そのほかグループの体制といことでは、繁忙期については、そのほかのグループから増員をいただいて、助け合いながらやっていくといのがグループ制といことになります。

それから、先ほどありました農林水産業振興課の職員数であります、全体で16名といことになってございます。

それから、今市のほうではこの業務といことでは、これまで森林のGISといものを導入してきておりまして、それにはデジタルでのあれですけれども、図面データがデジタル化されたり、林地の台帳データがデジタル化されてきておりまして、今年度はタブレット端末も導入してございます。このタブレット端末につきましては、それ

を現地に持って行って、その端末にGPSアンテナを取り付けることによって、山の中でも現在地が分かるような中身になっております。それを使うことで森林の境界とか、そういったものが現地ですぐに分かるというような仕組みを今年度整えておりますので、来年度につきましては、それを現地に持っていけば、かなり事務の効率化、迅速化がなされるというふうに考えております。

あわせて、今年度森林解析業務というのを行っております。こちらにつきましては、飛行機で上空から写真を撮影したものを分析しまして、これによってその森林に生えている樹木、樹種とか高さとか、本数、あと太さ、それから推定される材積というもののまで分かるような仕組み、今年度で整えておりますので、かなり事務の改善、軽減というものが図られていくという見込みになっておりますので、そこら辺も併せて考えて、その職員の配置というようなものになろうかと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） そうですね、専門職員を配置するという、私が質問したときの時点とまたちょっと違ってきていると思うのですけれども、そういうそれこそ職員を増やさない方法で今やっている、やるという方向だと理解していいわけですね。専門職員を増やすという、そういうふうな意味は、重要性というのを感じていないのでしょうか。国会の中で、今の林業の状況を見ると、専門職員が一人もいないという状況が地方で広がっている。そういう中で専門職員を支援するために何とか県なり国で応援したいという、そういうふうな発言も出ていますのですけれども、その支援を受けて専門職員を育てていくという、そういう考え方はないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（川西伸二） 職員の配置

につきましては、今回の林業分野に限らず、総枠として定員適正化計画の中で総枠が決まっております。そして、その中で市全体を考えたときの適材適所、そして適正な人数での配置を心がけております。

その中で、この林業分野で考えたときには、先ほど部長のほうからも答弁がありましたとおり、1名ずつではあります、今のところ令和2年度、令和3年度、令和4年度と職員のほうの配置も1名増えている状況でございます。その中で専門性のある職員をとということでございますが、そこにつきましては、業務の内容等を精査した上で、やはり専門性のある職員でなければ、この業務を遂行できないということがあれば、そういった専門性のある職員の募集ということも考えられるわけではございますが、今現在森林管理に限らず市の各業務につきましては、専門性の有する業務であっても、委託可能なものについては民間業者のほうに委託しているというようなことがこの森林管理以外の業務にもございますので、そういったところは私どもも全ての業務に対して、そういった観点から検討した上で委託する、それから専門的な職員を配置する、そしてそれぞれ人数をどれぐらい配置するのかというところを検討した上で配置してございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 私、ほかの市役所の職員にちょっと電話して聞いてみたところ、やはりこの森林経営管理制度の担当者の方は、なかなか背負い切れない、少ない職員で本当に悩んでいるという戸惑い、そのような生の声をお聞きしました。でも、それはどこかということは、ここでは言えないのですけれども、そういうふうな悩みの中で、今新しい森林経営管理制度に取り組んでいるというふうな状況はあると思います。むつ市の職員の

皆さんも、担当者の方は本当に悩みながら、この制度を活用して今動いているということを私は思っております。

(「分かった上で」の声あり)

○2番(工藤祥子) だからこそ私は、支援するお金も十分にそれなりにありますので、支援をして、下北、むつ市のそれなりの森林というものがありますので、専門職員を育てていくということは本当に大事なかなと思ってしつこく質問いたしました。

それでは、5番目に移ります。木材利用の促進をどのように計画をしているのかということと、森林の所有者への利益還元の見通しはあるのかということ、今取り組んでいる最中だということで、集積計画もまだできていない中で、見通しというのはなかなか立てられないという答弁をいただきました。

2018年時点の国会答弁、ちょっと調べてみましたら、林野庁の長官も、必ずしも所有者への還元は保証されない、このような答弁をしているのです。木材の販売価格、それから業者の利益、経営のコストを引いたものが森林所有者に支払われるということで、森林所有者が、本当にこの制度を活用してよかったなということになるのかどうかということの見通しは、まだきちんとしたものが出ていないという、そのような2018年時点の林野庁長官の答弁ですけれども、同じような認識でしょうか。

○議長(大瀧次男) 経済部長。

○経済部長(立花一雄) 同じような認識でございます。

○議長(大瀧次男) 2番。

○2番(工藤祥子) そして私が気になるのが、今意向調査ということで、森林に興味を持って取り組んでいく人と、森林に意欲がない方ということで、極端な言い方をすれば、このような分類で今

分けられているわけですが、経過を見ますと、本当に森林の自給率が下がってきているわけなのです。1955年の段階では96%自給していましたが、それが、2002年の段階では輸入に依存するという日本になって、18.2%の森林の自給率なのです。そして、今少しウッドショック等で2020年には41.8%まで上昇してきました。こういう中で、今新たな森林整備の目標が出てきたと思うのですが、けれども。

こういう状況の中で、今森林整備というのは、経済的な機能とともに、公益的な機能があるということで、今現在気候危機の中で、本当に地球環境を守る、このような期待が森林に今集まっております。

そして、私が気になるのは、2019年にこの森林経営管理制度とともに国有林の法律が改正になっているのです。2019年、国有林野管理経営法が改正されました。国有林というのは、日本の面積の3分の2を占めておりますので、その国有林を広い4メートルもする作業道を造って、高性能の重機を入れて、そして森林を産業化するという。どんどん伐採して、その伐採も皆伐するという方法によって、今森林が活用されています。それと一体になったこの森林経営管理制度ということで期待する一面もあるのですけれども、その森林の公益的機能が守られるのかどうかというふうなことでは、本当にちょっと心配する一面があります。

こういう動きの中で、自伐型林業というのが今増えてきて、新しい風が吹いてきていると思います。自伐型林業というのは、採算性と環境保全を両立するという、小規模な林業が今新しい流れとして出ていますが、このような流れを聞いたことがあると思うのですけれども、どのように感じておりますでしょうか。

○議長(大瀧次男) 経済部長。

○経済部長(立花一雄) 今おっしゃったこと、ち

よつと内容は詳しくは存じ上げていないのですが、いずれにしましても、森林の公益的機能を確保しながら林業の振興もしていくということが今求められているというふうに考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 今私が質問したのは、本当に森林所有者の意欲をどう引き出していくかという、そういう観点での政策というものをもう少し考えていく必要があるのではないかと。2020年の熊本県の球磨川の大氾濫、大災害がありましたけれども、その原因としても、皆伐、そして4メートルにわたる作業道を造ることによって山が荒れて、こういうふうな災害になったという、そういうふうな指摘も出ていますので、私は林業政策を、もう少し環境を守るという観点で、今本当に皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

そして、最後に言いたいのですけれども、日本は連続して国連の環境NGOで化石賞を取りました。気候変動対策の足を引っ張っているということで、化石賞を連続して取っています。林業政策の今のこのやり方でいいのかというようなことを本当に皆さんと一緒に考えながら、この森林経営管理制度を所有者の意欲を引き出すような取組で、少ない職員ですけれども、何とか取り組んでいただきたい。それなりに地方に裁量がある制度だというふうなことも聞いていますので、そのことを指摘して、次に移りたいと思います。

むつ市営住宅条例についてですけれども、保証人の取扱いということでは、先輩議員だった人に、誰もいなくて保証人になったというお話を聞いて、そして国土交通省の2度にわたる通知、これがなかなか全国的にも広まっていないようなんですけれども、せめて保証人を1人にできないのでしょうか。むつ市営住宅条例第12条、2名とあるのですが、せめて1名ということと考えたこと、

議論したことはないのでしょうか。

○議長（大瀧次男） 都市整備部長。

○都市整備部長（中里 敬） 住宅の保証人の条項、人数を2名から1名にできないかというご質問だと思います。私ども連帯保証人については、入居していただく方に適正に市営住宅を使っていただくために、必要な措置としてこの保証人を講じております。

その結果として、実際に滞納の抑制、または住宅の使用していただく、また住んでいただくに当たっての問題等が発生した場合の注意等で一定の効果は出ていると、出しているということもございます。

保証人については、原則2名をこれまでどおり求めておりますが、確保が難しい場合、現に1名で対応している場合もございます。この辺を、特に条例を今すぐに変えるということではなくて、青森県や他市の、この公営住宅に係る条例等の状況を見ながら、市としては入居に困る方が出ないような形を取りながらも、柔軟に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 2番。

○2番（工藤祥子） 柔軟に対応しているということは分かりましたけれども、実際に保証人が支払った事例があるのでしょうか。青森県内では、八戸市の場合、2020年に4月から保証人ということを廃止しているのです。その廃止した理由を聞きますと、古い知人が保証人であるため、そういう例が多いので、高齢者のため払えなかった、死亡している、役割を保証人が果たすことは難しい、身元引受人は引き受けるけれども、お金を払うまではとてもできないというふうなことで、そういう事情を鑑みて、2020年から廃止しているということをお聞きしました。むつ市で実際に保証人が支払った事例があるのかどうか、お聞きします。

- 議長（大瀧次男） 都市整備部長。
- 都市整備部長（中里 敬） 保証人につきましては、入居者の近い親族になるケースが多い。そして、特に親子や兄弟等になることがほとんどでありますので、保証人とのやり取りの中で滞納分を肩代わりをしていただいたという事例、ケースはございます。
- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） 実情は分かりました。26条に滞納者の規定があるというのですけれども、今様々な負担軽減措置の事例というものもあるのか、どのくらいあったのかお聞きします。
- 議長（大瀧次男） 都市整備部長。
- 都市整備部長（中里 敬） お答えいたします。
住宅使用料の滞納等に関する軽減の措置ということではありますが、減免及び収入構成等により家賃の減額措置ということで、令和2年度からの3か年では5件、徴収猶予や分割納付を行っている件数といたしましては、現在15件となっております。
- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） それでは、この負担軽減措置ということで、何とか公営住宅の役割を、目的をきちんと果たしていただきたいということを発言したいと思います。
- そして、八戸市、弘前市のように同性パートナーは入居できるのかということですが、相談くださいということですが、13条に、親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない、この条項を使えば、何とか相談に応じて入居できるのかなと思います。このような相談は、今まではなかったと思いますが、なかったのですね。
- 議長（大瀧次男） 都市整備部長。
- 都市整備部長（中里 敬） まず、親族以外の同居について、先ほどご相談をいただきたいという

ことは申し上げておりますが、入居ができるという断定ではありません。あくまで事情をお聞きした上で、その個人の状況に応じて市のほうでは対応を検討したいということで受け止めていただきたいと思います。

そして、このような相談があったのかということですが、相談は全くありません。

- 議長（大瀧次男） 2番。
- 2番（工藤祥子） 今まではなかったと言うけれども、これからの大きな流れの中で可能性というのはありますので、この13条を使って、何とか要望に応じていただきたいということをお願いいたします。

市営住宅の今後の課題についてということでは、答弁をいただきましたので、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

- 議長（大瀧次男） これで、工藤祥子議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

- 議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎濱田栄子議員

- 議長（大瀧次男） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。14番濱田栄子議員。

（14番 濱田栄子議員登壇）

- 14番（濱田栄子） 自民クラブ、濱田栄子です。
市長不在ではありますが、職務代理者並びに教育長にむつ市議会第255回定例会におきまして、一般質問いたします。

庁舎内の事務事業及び市民サービスにおいて

は、これまで積み重ねてこられた実績と技術により、副市長、教育長、理事者の方々を中心に粛々と進められているものと考えております。今定例会におきましては、新市政に引き継ぐべき交流事業についてお伺いいたします。

交流事業は、本来ウィン・ウィンの関係であるべきと考えます。交流事業は、市民の視野を広め、また地域の魅力や特産品の発信、時には災害時の助け合いなど、心通わせる交流は頼りになる存在でもあると思います。幅広く息の長い交流は、地域の信頼の深さや魅力も表しているのではないのでしょうか。首長が、その時代時代の人々の思いを形にした事業の一つでもあろうかと思えます。諸般の事情や新型コロナウイルスの世界的流行により途絶えている事業もあろうかと思えますが、新市政に引き継ぐべき主な交流事業についてお伺いいたします。

1 点目の会津若松市との交流についてお伺いいたします。昭和59年、鶴ヶ城築城600年とむつ市制25周年を記念して、むつ市と会津若松市は姉妹都市を締結いたしました。当時の市長は、菊池渙治市長でありました。今日まで、行政、市民団体、様々な形の交流が続けられてきたところです。

また、一昨年のもつ市・風間浦村豪雨災害時には、温かいお見舞いの言葉と多額の支援金をいただきました。改めて感謝を申し上げたいと思えます。

会津若松市は、海のない地域でもあり、むつ市は南北が海に面した地域であります。今後は、また知恵を重ね、産業交流等により積極的な交流を進めることも可能と考えます。今後の交流についてのお考えをお伺いいたします。

2 点目の姉妹都市アメリカワシントン州ポートエンジェルズ市との交流についてお伺いいたします。お互いの民間団体からスタートした交流事業は、平成7年5月にはポートエンジェルズ市訪問

団19名が当市を訪れ、田名部高校とポートエンジェルズ高校の間で姉妹校が締結されました。その年8月、当時の杉山肅市長を団長とするむつ市の訪問団がポートエンジェルズ市を訪問、姉妹都市盟約を締結しております。

平成7年は、マグニチュード7.3の阪神・淡路大震災と地下鉄サリン事件が発生し、日本の安全神話が大きく揺らいだ年でもありました。特に記憶に残る年でした。その後交流事業は、田名部高校の英語科の生徒によるポートエンジェルズ市への語学研修やジュニア大使派遣事業など、順調に進められてきたところですが、新型コロナウイルスの世界的感染拡大により、平成30年のむつ市からのジュニア大使派遣事業と、その後令和に入り、高校生13名、短大生2名、引率含めて18名のポートエンジェルズ市からの訪問団を最後に交流は途絶えていると認識しております。今後の計画についてお伺いいたします。

3 点目の台湾野柳地質公園との交流についてお伺いいたします。下北5市町村で組織する下北ジオパークは、前々と言わなければならなくなりました宮下順一郎市長より残された宿題と感じております。その後、宮下宗一郎市長が就任され、官民一体となった活動が評価され、2016年には日本ジオパークネットワークに加盟認定されており、2017年には下北ジオパーク推進協議会と野柳地質公園間において、姉妹ジオパークの連携協定を結んでおります。2020年には再認定されており、現在世界ジオパーク認定を目指しているところでございます。

ジオパーク取組に当たっては、様々な成果があると思えますが、私としては5市町村の連携が、より強まったことや、それぞれの地域に対する市民の誇りが、より高まったと感じております。自分たちの地域に誇りを持つほど地域の価値は高まると言われております。世界ジオパーク認

定を目指すに当たり、下北ジオパークのテーマでありますSDGsの14「海の豊かさを守ろう」、15、「陸の豊かさも守ろう」の目標に全力で取り組んだとき、地域は必ず世界のお手本となる環境都市として成長していくことと確信いたしております。

世界ジオパーク認定を目指すに当たり、野柳地質公園との交流は、大きなステップであると考えます。今後の交流についてのお考えをお伺いいたします。

4点目のシンガポール大学との交流についてお伺いいたします。この交流は、宮下宗一郎前市長主導により、昨年から交流が始まったところですが、今後の交流事業等予定がありましたらお伺いいたします。

5点目は、その他新市政に引き継ぐべきと思われる交流事業についてお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

（川西伸二市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（川西伸二） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、新市政に引き継ぐべき主な交流事業についてのご質問の1点目、姉妹都市会津若松市との交流についてお答えいたします。会津若松市とは、昭和59年9月に姉妹都市盟約を締結して以来、2年に1度の相互訪問事業を継続しております。令和2年度の会津若松市訪問は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施はできませんでしたが、令和3年8月のむつ市・風間浦村豪雨災害では、会津若松市及び会津若松市議会から寄附金を賜るなどご支援をいただき、両市の強い絆を改めて感じたところでございます。

また、今年度の昨年8月には、会津若松市長をはじめ39名の訪問団が2泊3日の日程で当市を訪れ、斗南藩ゆかりの地の視察等を3年ぶりに行い、

交流を深めたところであります。

今後につきましては、令和6年度には姉妹都市盟約締結40周年、令和7年度は斗南藩立藩155周年と節目の年を迎えることとなりますので、引き続き関係機関、関係団体と連携を図りながら、会津若松市との教育、文化、経済、観光など各分野における交流を通して、相互の発展に寄与できるよう取り組んでまいります。

そのほかのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 濱田議員の新市政に引き継ぐべき主な交流事業についてのご質問の2点目、姉妹都市ポートエンジェルズ市との交流についてお答えいたします。

ポートエンジェルズ市とは、平成7年8月に姉妹都市盟約を締結しております。定期的な交流といたしましては、教育委員会において、むつ市ジュニア大使派遣事業を実施しており、参加した中学生はポートエンジェルズ市やホームステイ先での温かい歓迎を受けて、心を開き、楽しく交流を深め、もっと英語を勉強したい、そのような意欲につながったとの感想が多く寄せられております。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和2年度から今年度までの3年間、事業は中止されましたが、来年度は実施する予定といたしております。

今後につきましては、ジュニア大使派遣事業がさらに充実するよう努めるとともに、オンライン交流や英語によるコミュニケーション能力を高められる授業を通じ、グローバル社会で活躍できる人材の育成に取り組んでまいります。

次に、ご質問の5点目、その他の交流事業についてお答えいたします。市教育委員会が旧川内町

の事業を引き継いで行っている陽明国民中学との友好交流事業は、国際感覚豊かでグローバル社会で活躍できる人材の育成を図ることを目的として、これまで9回訪問団を受け入れ、各中学校で交流を深めてまいりました。令和元年度及び令和2年度の2年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事業が中止されましたが、令和3年度及び今年度はオンラインによる交流を実施いたしております。

今後につきましては、来年度陽明国民中学が当市を訪問し、市内中学校で交流する予定となっており、引き続き友好交流が深められるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、国立研究開発法人海洋研究開発機構が主催する他県の小学校とのオンライン交流学习につきましては、平成24年から始まり、これまでに市内小学校2校が参加いたしております。今年度の活動の概要といたしましては、複数回にわたって沖縄県内の小学校と交流学习を行い、海洋ごみ問題について、両校児童が調査した結果を相互にオンラインで発表する、両校児童の親睦を深めるため地域クイズ大会を開催する、このような取組を行い、交流を深めたと伺っております。

今後につきましては、来年度から神奈川県内の小学校1校も加わり、交流学习の輪を広げていく予定であると伺っております。引き続き同機構との連携を図りながら、交流活動を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 企画政策部長。

○企画政策部長（角本 力） 次に、新市政に引き継ぐべき主な交流事業についてのご質問の3点目、台湾野柳地質公園との交流についてお答えいたします。

下北ジオパーク推進協議会と野柳地質公園は、両地域における観光事業及び学術研究等のさらな

る発展を図るため、平成29年11月1日に観光交流・学術交流促進に関する協定書を締結しております。交流の実績といたしましては、平成29年よりお互いの地域を訪問し合うなど合計6回の交流を重ねており、令和元年の下北来訪の際には、下北各市町村にて歓迎セレモニーを開催したほか、市内小学校での児童との交流や学校関係者との意見交換会の実施など、幅広い交流を実施しております。

今後につきましては、それぞれの地域での観光客の受入れ状況を考慮しながら交流事業を展開していくこととしておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） ご質問の4点目、シンガポール国立大学との交流についてお答えいたします。

同大学との交流は、令和元年に宮下前市長が同大学を訪問したことがきっかけとなっております。令和2年からは、コロナ禍ということになりまして、オンライン交流を続けてきておりまして、昨年10月に同大学の語学教育研究センターと包括連携に関する合意書を締結しております。

今後につきましては、来年度から本合意書に基づき同大学の公式プログラムの一つとして、当市むつ下北未来創造協議会、シンガポールのFifty One Media社の共催で実施いたしますAomori Global Advance Projectへご参画いただく予定となっております。

この事業は、シンガポールや東南アジアの成長活力を取り込み、地域の稼ぐ力の成長につなげることを目的としており、具体的な取組としましては、本年5月に同大学からの短期留学生15名程度が当市をはじめとする県内の自治体に滞在し、地域の大学生や高校生との交流、市内でのホームス

テイを通して地域の文化や価値観への理解を深めていただくこととしております。

あわせて、市内の一次産業の現場体験を通して、シンガポールマーケットにおける市特産品の競争力や認知度向上に向けた販売プランの検討のほか、帰国後は現地企業で短期留学時に検討したプランの実践、そしてプロモーションを行うインターンシップも予定しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 丁寧なご答弁ありがとうございました。

交流事業、たくさんあるように思いますが、それぞれ担当課が違いますので、それぞれの担当の中で肅々と、また時には横断的に進めていただきたいなと思います。

今までの事業が、よりこの時代に合って、ステップアップして交流するという予感を感じました。心は一つでございますので、質問はこれで終わらせていただきます。本当にありがとうございました。期待しています。

○議長（大瀧次男） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午後1時30分まで暫時休憩いたします。

午後 1時19分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎東 健而議員

○議長（大瀧次男） 次は、東健而議員の登壇を求めます。4番東健而議員。

（4番 東 健而議員登壇）

○4番（東 健而） 4番、市誠クラブの東健而で

あります。冬来たりなば春遠からじ、雪解けとともに、ようやく春の足音が感じられる頃となりました。今年、統一地方選挙の年で、県議選、市長選、知事選と全てが変わり、これから今までにない政治の流れが始まろうとしています。

また、むつ市では、来年令和6年4月から斗南岡地区において、トマトの大規模栽培植物工場が稼働する予定になっています。宮下宗一郎前市長は、1月の初め、植物工場のスタッフを伴い、オランダを視察し、ウェストラントとの施設園芸推進に関する友好交流基本合意書を締結し、むつ市もオランダのようにスマート農業に取り組む姿勢を示しました。

これからのむつ市の将来を考える上で、今まで誰も予想しなかったことを実現しようとしている矢先、これからのむつ市は夢と希望に満ちた市へと発展していこうと市民は拍手喝采で、それを見詰めていました。ところが、急転直下、その市長が青森県知事選に出馬するという一方で、突然辞任を表明し、そして3月3日に退職願を議長に提出し、退任してしまいました。驚いた市民の多くは、この画期的な取組が中途半端になるのではないかと大変心配しています。しかしながら、工場のスタッフを同伴したということは、前市長の手が離れても、工場の稼働は工場が存在する限り、未来永劫これからも続いていくということでもあります。

退任から、もう5日がたちますが、事ここに至っては仕方ありません。次期市長には、この構想だけではなく、多くの事業をむつ市内全域に張り巡らせ、雇用の場を増やし、人口減少をストップさせ、多くの子供たちを定着させ、市民に生きがいと張り合いを与えてほしいと思います。

また、市政対しましては、宮下宗一郎前市長の刷新的な構想をさらに発展させ、時代の波に乗り遅れず、市の活性化に寄与していただけるよう

期待したいと思います。

宮下宗一郎前市長のおかげで、今まで閉塞感の漂っていたむつ市にも、ようやく少しずつではありますが、技術革新の波が訪れるようになってきました。前市長の転身後、これからはマイナンバーカードを使い、市民が市庁舎へ行かなくても用事が足せるなど、市政にイノベーションをどう取り入れ活用していくかという難しい時代がやってきます。来月4月23日がむつ市長選の投開票日ですが、新市長が誕生するまでには、まだまだ時間があります。新しい市長を迎えて市政の方向性を示し、早く本来の姿に戻ることを期待したいと思います。

さて、今回の質問の中には、以前に取り上げた質問もありますが、時が経過しています。現時点でのご答弁になればと思います。また、今回の質問は、少し回りくどくなっていますが、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、むつ市議会第255回定例会、宮下前市長の退任後の質問になりますが、通告どおり1項目4点の一般質問を行います。

項目は、GIGAスクール構想の進捗状況についてであります。私たちは、DXといっても、何のことか、大方の人々はまだはっきりと理解していないのではないのでしょうか。ネットの説明では、DXとは、本来ビジネス領域に限った言葉ではなく、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をよりよいものへと変革することということです。これからはむつ市民にこれを理解させ、根づかせる対策も必要になってきます。

今回の質問は、教育にそれがどのように利用されているか、生徒の成長段階での必要性についての質問となります。議員の見えないところの質問ですが、教育長は簡便にご説明いただきたいと思います。

それでは、質問の第1点目に入ります。小学校

6年生のタブレット端末の利用度についてお尋ねいたします。令和3年度から本格的に利用し、GIGAスクール構想の充実を図ってまいりましたが、タブレット端末を手にした小学校6年生が間もなく卒業を迎えます。子供たち全員が同じ成長をしていることはないと思いますが、タブレットの利用範囲もさることながら、中学生になればまだまだ難しくなります。小学校6年生の子供たち全員がどの程度の理解ができているか、またその成果と利用度のほどをお尋ねしたい。

2点目、中学校3年生のタブレット端末の利用度についてであります。中学校3年生は、卒業と同時に学区制ではなくなります。進学する高校を自由に選べ、自分の希望する高校へ進学する生徒も多いと思います。高校でのタブレット端末の利用機会が高まり、競争の中に置かれた生徒たちはデジタル機器の活用を習熟し、その後の進学や社会人としての生活に備えることとなります。

さて、間もなく中学校も卒業期を迎えます。前段でも述べましたが、高校生になれば競争力が高まり、さらに今まで以上の習熟、熟練した操作が求められます。義務教育最後の中学3年生のタブレット端末の利用度についてお伺いいたします。

3点目、プログラミング教育についてであります。今の社会は、政府の肩入れもあり、ICT化がすごいスピードで進んで、私たちアナログ時代の人間には、とても理解できないことが増えています。これからの子供たちが変化の激しい社会を生き抜いていくには、ICT化を活用し、情報収集や物事を判断する力、問題を解決に導く力などが必要となります。その一端として、低学年のときから段階的に少しずつプログラミングに親しむ教科は、非常に大切な教育課程の一つになるのではないのでしょうか。

そこで伺いますが、義務教育家庭でのプログラミング教育はどのように組み立てられているので

しょうか。

4点目、専門のスタッフによる指導体制についてであります。私たち議員は、どのような教育が行われているのか、現状では教育内容を拝見することができていません。教員の全てがタブレットにたけているわけではないと思います。専門スタッフの指導を仰ぐことがあると思いますが、あるとすれば市内の義務教育課程での現在、どのくらいの専門教員が配置されているのでしょうか。その雇用や待遇などはどのようにになっているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（大瀧次男） 教育長。

（阿部謙一教育長登壇）

○教育長（阿部謙一） 東議員のG I G Aスクール構想の進捗状況についてのご質問の1点目、小学校6年生のタブレット端末の利用状況についてお答えいたします。

G I G Aスクール構想の下、小学校6年生は議員ご指摘のとおり、令和3年度から2年間タブレット端末を活用いたしております。利用状況につきましては、授業での活用やオンライン授業配信などが行われているほか、家庭への持ち帰り体制の整備が進み、家庭学習でも活用されるようになってきており、教育活動の充実につながっているものと認識いたしております。

また、今年度小学校6年生が受けた全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、70%以上の児童が「授業中に自分で調べる場面でI C T機器を活用している」と回答し、90%以上が「I C T機器は勉強の役に立つ」と答えております。タブレット端末の2年間の活用経験により、小学校6年生児童の多くが抵抗感なく学習活動に活用できるようになってきていると考えており、I C T機器の扱いに小学校段階からなれ親しんできたことで、中学校進学後も様々な学習場面において、より有

効に活用されるものと大いに期待しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、中学校3年生のタブレット端末の利用度についてお答えいたします。中学校3年生につきましても、G I G Aスクール構想の下、令和3年度から2年間タブレット端末の活用が図られております。利用状況につきましては、小学校同様に授業での活用のほか、オンライン授業配信など様々な用途に有効活用され、教育活動の充実につながっているものと認識いたしております。

また、今年度中学校3年生が受けた全国学力・学習状況調査の質問紙調査では、小学校6年生と同様に、90%以上の生徒が「I C T機器の活用は勉強の役に立つ」と答えており、これまでの活用経験により、I C T機器の有効性を非常に高く評価しているものと捉えております。特に中学校においては、夏季休業中、各学校に配備されているデジタル教材を活用した学習も進められ、基礎基本の習得に力を入れた取組も活発に行われました。高校進学を控える中学校3年生にとりましても、タブレット端末の2年間の活用経験は今後の学びを支える力となるものと考えております。

教育委員会といたしましては、今後もG I G Aスクール構想の下、学校への支援に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、プログラミング教育についてお答えいたします。まず、小学校段階におけるプログラミング教育につきましては、学習指導要領総則には、各教科の特質に応じて、プログラミングを体験しながら、論理的思考力を身につけるための学習活動を計画的に実施することと明記されております。このことを受け、小学校算数の作図を行う学習や、理科の前期の学習などでプログラミング的思考を用いて学習活動を展開し、

児童の論理的思考力を高めるよう授業が進められております。

次に、中学校においては、従来どおり技術、家庭科の技術分野において、プログラミング的思考を含む情報活用能力を育成する観点から授業が進められております。

教育委員会といたしましては、ICT機器の配備など、プログラミング教育の基盤を支える取組を進めてまいりましたが、今後もさらなる充実に向けて学校の支援に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の4点目、専門のスタッフによる指導体制についてお答えいたします。これまでの児童・生徒へのタブレットの活用においては、端末の不具合や操作方法等の技術的な指導が必要な場面では、教育委員会が委託しているICT支援員による各学校への訪問支援を継続実施してまいりました。

教職員に対する学習面での指導方法等につきましては、令和5年度から教育委員会内にデジタル教育指導監という役職を新設し、ICTの活用による主体的、対話的で、深い学びの充実を図る授業の実践や学習の個別最適化の実現に向けた小・中学校への学習指導に関する支援を強力に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） ありがとうございます。ただいまの答弁をお聞きいたしまして、大分小学校も中学校もタブレット端末になじんでいるような感じを覚えました。このようにして、いろいろ題材を選びながら、いろんなところで経験しながら、それに驚いたのは、ICTとかいろんな言葉の問題ですけれども、これについてもある程度理解しているというふうに受け止めさせていただきました。これも皆さん、先生方や教育委員会の方々の

おかげだと思います。

私はこの質問をして、教育問題について、昨日は佐藤武議員、それから鎌田議員、佐藤広政議員は今日ですが、取り上げましたので、ある程度似通った問題がありましたので、あまり難しく聞かないほうがいいのかなと思っていましたけれども、私が感心したのは、タブレット端末を使って体験学習をしたりしていると。これは、すばらしいことです。私たちは、小学校の生徒は、そこまではしていないのではないのかなと思っていましたけれども、さらにそれに中学校は、それ以上のものを勉強しながら、高校受験に備えているというような感じで受け止めました。とにかくこの教育の仕方ですけれども、私たちがはまるような状態ではないと思うのです。

最後の4点目ですけれども、この専門のスタッフについてですけれども、これはぜひともこれからどんどん、どんどん難しくなってまいります。ですので、できる限り一人でも二人でも採用して、これからの教育に利用していただければなと思います。

これを踏まえまして、これで答弁に対する再質問はございませんけれども、私が一番心配しているのは、先ほども申しましたけれども、小学校も中学校も、私たちから見れば、そんなに勉強は進んでいないのではないのかなという感じで受け止めていました。ですので、これから教育長、子供たちのために、個性を伸ばしながら、ぜひもっともっと勉強に励めるような体制をつくっていただきたいと思います。

それで、再質問ですけれども、1点だけ。またちょっと長くなりますけれども、終点のない教育の進むべき道について。教育に終点があれば困りますので、私は再質問としてこれを取り上げました。終点のない教育の進むべき道について、私が今回このような質問をしたのは、世の中が急速に

D X、デジタル時代に突入しているからであります。これからは、子供たちはいや応なく激変するデジタル社会の波に翻弄されることとなります。それに対応できる子供たちを教育の手で育てていかなければなりません。

我が国の社会の現実を見ると、甘えが許されない時代となってまいりました。子供たちがペーパーレスと情報の集約など、知らないうちに身につけていると思います。前市長がデジタルに必分の予算を配分したのも、何とかむつ市にこれが根づいてほしいとの表れであります。最終的に教育は、社会人になるためのためにあると思います。

今や世界はコンピューターを駆使する時代になっています。I T（情報通信技術）、I o T（物のインターネット）、A I（人工知能）を組み合わせ、仮想空間やものづくりに役立っているものをよく見かけます。最近では、ドローンに荷物を運ばせたり、海の上を飛べる空飛ぶ自動車の利用が現実味を帯び、車の自動運転にも応用されるようになってきました。むつ市からも、I Tに強い多くの技術者の輩出を願わずにはられません。教育は、その先鞭をつけるものと考えます。

そこで、先見性のある宮下宗一郎前市長がもたらした教育改革の先を見据え、教育はこのむつ市に夢と希望を与え続ける教育であってほしいと思いますが、最後に政治が今混迷している中で、D X時代の教育の将来について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大瀧次男） 教育長。

○教育長（阿部謙一） お答え申し上げます。

おっしゃるように、教育には終わりが無いと思います。そして、子どもが考えておりますことは、子供たちが学び続け、成長し続ける、そのような資質、能力を子供たちに身につけさせること、それが使命であると考えております。

ご質問関連のG I G Aスクール構想に関して申

し上げれば、社会は技術革新により大きく変化し、グローバル化の進展、雇用環境の変化等が大きく取り上げられております。このような社会の中で、今の子供たちが生きていかなければなりません。

本年度に策定したむつ市教育大綱では、教育方針として、「未来を担う子供たちが高い自己肯定感を持ち、他者を尊重し、「生きる力」を育てていく」と教育理念を掲げております。これは、個人、集団、社会というそれぞれの場面で必要とされる資質であると考えております。社会の変化は、未来永劫続くことから、そこで生きていく子供たちが変化を受け身になって傍観するのではなく、変化をチャンスと捉え、主体的に行動し、自ら考え、コミュニケーションを取って相手に伝え、様々な人と協働して困難を乗り越えていく、そういう力を育むことが必要であると考えております。そのため、G I G Aスクール構想の実現に加え、知、徳、体のバランスの取れた教育及び環境づくりを行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 4番。

○4番（東 健而） 貴重なお答えをいただきました。私は、今まで新型コロナで2年も3年も学校参観と申しますか、学校へ行って、生徒の活動を見る時期がなかったわけです。例えば学校の校長先生から、新型コロナが蔓延しているから来ないでくれというような通知をいただきまして、それで子供たちの勉強の仕方とか、どういうふうにしてやっているのだろうかとか、それから生徒の数とか、いろんなものを心配していましたが、校長先生に今度その学校要覧みたいなものを頂きたいなと今思っているのですけれども。

教育長の今の答弁をいただきまして、大変心強い思いをいたしました。どうもありがとうございました。

以上でむつ市議会第255回定例会での一般質問

を終わりますが、最後に一言。私は、宮下宗一郎前市長との議会活動は、そんなに長くはありませんでした。しかし、若き市長の行動に触発され、感動の連続でした。私と前市長とは、年齢差が34歳の開きがあります。私は、浦島太郎のおとぎ話のように、議員としての賞味期限が切れたと感じていましたが、そうも言うてはいられません。玉手箱を開けるのはまだ早い。これから投票日まで、できるだけ最後のご奉公をしたいと思います。3月6日の新聞記事ですが、自民党は自主投票で決着が図られたようであります。宮下前市長には、ぜひ当選を果たし、青森県の未来を、むつ市の未来を停滞のない明るい希望に満ちた社会にさせていただくことをご期待申し上げ、むつ市議会第255回定例会の一般質問といたします。ご答弁誠にありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、東健而議員の質問を終わります。

ここで、午後2時5分まで暫時休憩いたします。

午後 1時56分 休憩

午後 2時05分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎浅利竹二郎議員

○議長（大瀧次男） 次は、浅利竹二郎議員の登壇を求めます。20番浅利竹二郎議員。

（20番 浅利竹二郎議員登壇）

○20番（浅利竹二郎） ただいま大瀧議長よりご指名をいただきました自由民主党、自民クラブの浅利竹二郎でございます。むつ市議会第255回定例会において一般質問を行いますので、市長職務代理人副市長及び公営企業管理者におかれては、率直かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

さて、宮下宗一郎前市長、青森県知事選挙によくぞ名を上げてくれました。大変な葛藤があったでしょうが、政治家の出処進退は本人の決断でしかなし得ないことであり、我々もその志を無にせず、これまで経験したことのない青森県知事選挙に立ち向かわなければと覚悟を決めております。

今年のえとは、みずのとうということで、今までの努力が実を結び、勢いよく成長し、飛躍する年と言われております。前市長宮下宗一郎氏が、このむつ下北から一挙に青森県の頂点へと飛躍することを期待し、応援してやみません。

さて、今定例会一般質問は、2月15日の読売新聞に報道されてから逐次明らかになりつつある防衛省がむつ市の海上自衛隊大湊基地に大型弾薬庫を建設する計画に関連してと、私のライフワークとも言える下水道事業の方向転換、見直しについて、2月1日にむつ市長が記者会見で公表した公共下水道事業の休止に関連しての2項目の質問とさせていただきます。

質問の第1は、大型弾薬庫建設に関連してであります。現下の社会情勢下では、緊迫度を含んだ事案だけに、昨日の一般質問で共産党、佐藤武議員も取り上げております。報道等によりますと、防衛省は2023年度、青森県及び大分県の自衛隊施設に長射程のスタンド・オフ・ミサイルなどを保管する大型の弾薬庫を新設する方針と述べております。

航空自衛隊三沢基地と同様、むつ市が日本の国防最前線の一翼を担うことに対し、市民の不安、期待等、複雑な思いが錯綜しているものと考えます。しかしながら、ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮の度重なる大陸間弾道弾等の日本近海及び国土上空飛翔、中国による尖閣列島侵犯の脅威及び台湾侵攻の緊迫化等、近年日本を取り巻く安全保障環境は、いやが上にも厳しさを増してきました。

た。日本政府も、このまま他国の侵略を容認することあたわずとの姿勢を明確に打ち出し、専守防衛一辺倒から反撃能力、敵基地攻撃能力の保有を決定したばかりであります。

これらを背景に、有事の際はミサイルを前線に移送する拠点として、このたび公表された大型弾薬庫の整備に着手したものと推察されますが、このことに関連し、いま一度確認の意味を含め、次の3点につきお伺いいたします。

1点目、大型弾薬庫が整備されるに至った安全保障上の背景及び大湊基地に整備される理由等について。

2点目、弾薬庫の規模及び整備要員等の増員について。

3点目、搬出入の経路及び交通安全上の対策について。

以上、3点です。

質問の第2は、公共下水道整備の方向転換についてであります。報道を見て率直に感じたことは、負の遺産を後任に引き継がないという宮下前市長の政治家としての卓越した決断力に対し、改めて驚きを禁じ得ず、よくぞという思いがしております。その上で、宮下市長の辞任という変則的な形になりましたが、令和5年度の予算編成も前職宮下市長の責任において成立したものであり、その意味で、過去の答弁等についても、今定例会では有効であるとの認識の下、昨年9月定例会で問題提起した公共下水道整備計画に関連し、3点の質問をいたします。

1点目、令和5年度は新たな整備を休止し、むつ市公共事業再評価委員会に答申を求める決断をした経緯について。

2点目、休止することにより派生する諸課題について。

3点目、今後の汚水処理の方向性について。

以上、3点です。

これで、壇上からの質問を終わりますが、ご答弁をお聞きした上で、再質問、要望等をさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

（川西伸二市長職務代理者副市長登壇）

○市長職務代理者副市長（川西伸二） 浅利議員のご質問にお答えいたします。

まず、大型弾薬庫建設に関連してについてのご質問の1点目、大型弾薬庫が整備されるに至った安全保障上の背景及び大湊基地に整備される理由等についてお答えいたします。本年2月10日、東北防衛局より防衛力整備計画において弾薬を安全に保管するため、また部隊運用を継続的に実施するため、令和9年度までに保管に必要な火薬庫等の確保を目標としており、国の令和5年度予算案に海上自衛隊大湊基地内に火薬庫2棟の新設及び火薬庫4棟を新設するための調査にかかる経費として7億円を計上したとの説明がありました。

このことにつきましては、当市に所在する海上自衛隊大湊弾薬整備補給所においては、長年にわたり弾薬等の適切な管理が行われていることから、今後におきましても引き続き適切な管理がなされるものと認識しております。

また、大湊基地に整備される理由につきましては、東北防衛局からの説明では示されませんでした。本年2月17日に浜田靖一防衛大臣が部隊運用上の利便性、自衛隊用地内での地積の有無、保安距離の確保の可否等を総合的に勘案した結果であると記者会見においてお答えしております。

次に、ご質問の2点目、弾薬庫の規模及び整備要員等の増員について及びご質問の3点目、搬出入の経路及び交通安全上の対策についてであります。これらにつきましては、東北防衛局からの説明では示されませんでした。

いずれにいたしましても、現時点では予算措置される見込みであるとの説明であり、当市といた

しましては、今後とも国の動向を注視するとともに、情報収集に努め、市民の皆様が安心安全に生活できるよう対応してまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、公共下水道整備の方向転換についてのご質問につきましては、公営企業管理者からの答弁とさせていただきます。

○議長（大瀧次男） 公営企業管理者。

（村田 尚公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（村田 尚） 公共下水道整備の方向転換についてのご質問の1点目、令和5年度は新たな整備を休止し、むつ市公共事業再評価委員会に答申を求める決断をした経緯についてお答えいたします。

まず、このような決断をした背景の1つ目として、財政負担が極めて大きいことが挙げられます。現在未整備となっている区域全てに下水道を整備した場合、今後さらに約370億円の整備費が必要となる見込みであり、これに伴う企業債の借入額は約250億円と試算しているところであります。

また、事業年数が延びることにより、一般会計から引き続き繰入れを行うことになるため、市の財政に大きな影響を与える可能性が十分に想定されます。

2つ目として、社会情勢の急激な変化が挙げられます。近年の目まぐるしい世界的な社会情勢の変化を背景に、燃料、資材、食料といった様々な物の価格が上昇を続けており、下水道整備や維持に必要な資材等についても例外ではありません。今後さらに想定を超える工事費の増大や、電気料金の高騰による下水浄化センター等の管理運営に要する増大が懸念されております。

3つ目として、合併処理浄化槽の性能の向上が挙げられます。平成12年の浄化槽法改正により、新規に設置する場合は、合併処理浄化槽の設置が義務づけられましたが、既に義務化から20年以上

が経過しております。この間にも技術は日々進歩し、現在は合併処理浄化槽も下水道と遜色ない処理能力を持ち、都市機能の一部として認知されているところであります。これらのことを総合的に判断した結果、令和5年度において、下水道の新規整備は一旦立ち止まり、今後の事業展開について検証するべきであると判断したところであります。

次に、ご質問の2点目、休止することにより派生する諸課題についてお答えいたします。現在の事業計画を進めるに当たり、整備予定地域の皆様には、既に住民説明会を通じて整備時期の目安等をお伝えしておりましたが、令和5年度整備予定であった地域の皆様に対しましては、改めて休止に至った経緯を含め、今後の見通しなどを説明する必要があると考えております。

また、下水道整備事業に対し、国から交付金を受けておりますが、令和5年度の整備を休止することに伴い、交付金の返還等により市の負担が増すことのないよう、関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、今後の汚水処理の方向性についてお答えいたします。令和5年度においては、下水道の新規整備は一旦休止となりますが、これまで同様に、既に下水道が整備された区域の皆様に対しましては下水道への接続をお願いし、経費回収率の向上を図ってまいりますとともに、それ以外の区域においては合併処理浄化槽への転換を促進し、汚水衛生処理率の向上につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それでは、再質問に入らせていただきます。

質問の第1の大型弾薬庫建設に関連して質問させていただきます。市民の間には、むつ市が攻撃

対象になると不安を抱く人がいるというような報道もあります。宮下前市長は、市と自衛隊で協力し、市民が抱える不安に対し、その解消に当たるとコメントをしております。具体的にどのような対応で不安の払拭に努めるのかお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（川西伸二） お答えいたします。

市民の安心安全を守るという立場から、市民の方々が不安に思うことがあるとすれば、それに対して、例えば自衛隊のほうから説明会等を開催するというお話がありましたら、市といたしましては、その会場の準備ですとか、それから広報など、そういった部分で市として協力をしていきたいと、そういうふうな趣旨のご発言であったと認識しております。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） むつ市としては、安全保障上の国策に対し、全面的に協力するという姿勢であると思います。当然の対応であります。しかしながら、搬出入のときに一般国道等を經由の場合、国道279号下北半島縦貫道路及び国道338号大湊バイパスはいずれも整備途中、大型弾薬の危険物輸送には不安が残ります。下北半島縦貫道路及び大湊バイパスの繰上げ整備を国に要望すべきであると考えますけれども、そのことについてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（川西伸二） お答えいたします。

現時点におきましては、ご質問いただきました搬出入の経路ですとか、搬出入の方法など、そういったものについては説明の中では示されておられませんので、この場でお答えはできかねますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 先般大湊港内の浚渫再開の報道がなされたばかりでありますけれども、このたびの大型弾薬庫整備に伴いまして、海上輸送も考えられるわけです。それとリンクした事業と言えなくもないと思います。国道の整備と合わせ、浚渫工事の前倒しを要請してはどうかということについてお伺いします。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（川西伸二） 大湊港内の浚渫に関しましては、海上自衛隊で運用している大型艦船の出入港が可能になるように芦崎湾の浚渫工事が予定されているということでございまして、令和5年度予算案に工事の調査費用を計上したというご説明をいただいております。

具体的な工期等につきましては、その調査の中において判明することになるものと認識しております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ちょっと前になりますけれども、新聞報道によれば、この大型弾薬庫整備の件に関して青森県は、コメントするものは何もないと発言しております。これは、新聞に載っております。国防は、国の専権事項とのスタンスを取っているのか、安全保障上の強化が喫緊の課題である国際情勢下において、県の無関心、傍観姿勢とも取れるコメントは、県民感情として当事者意識の欠如を思わせ、不信感を抱かざるを得ません。このことについて、市長職務代理者副市長の所見を伺います。

○議長（大瀧次男） 市長職務代理者副市長。

○市長職務代理者副市長（川西伸二） 県のほうで、今回の件に関しましてコメントするものは何もないというコメントを出したということにつきましては、県の意図は私自身はよく理解できないのですけれども、これもまた県のコメントに対しまし

て、私自身コメントするものは何もないと思って
ございます。

以上です。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 大体皆さんの回答は、予想
しているのですけれども、はっきり言えば、自衛
隊のほうも、何かあまりそれらしい、まだ途中な
のです、これ。だからどこにも、市のほうにも、
県のほうにもあまり説明もしていないのだなど。
部隊のほうも、何かよく分かっていないのです。
だから、これは答弁はしようがないということだ
すね。

むつ市は、旧海軍時代から北の守りの一翼を担
い、戦後も海上自衛隊大湊地方隊、航空自衛隊第
42警戒群の誘致に積極的で、安全保障に関し、市
民から強いコンセンサスを得ているものと理解し
ております。しかしながら、何でむつ市に大型弾
薬庫がという不安を持つ市民に対し、防衛省及び
市当局は丁寧な説明、理解を得られるように努め
ていただくことが大事であります。

自国の守り、備えを怠ったために国が滅亡した
事例は、歴史上枚挙にいとまがありません。備え
あれば憂いなし、今が備えるときであります。そ
のことを丁寧に説明し、理解を得ていただきたい
と強く要望します。

次は、質問の第2、公共下水道整備の方向転換
についての再質問をさせていただきます。むつ市
公共事業再評価委員会の開催を得て、具体的な方
針を固めるまでの流れについてお伺いいたしま
す。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） むつ市公
共事業再評価委員会は、現在のところ、9月頃を
めどに開催したいと考えております。令和6年度
当初予算の編成に間に合うようスケジュールを組
むところでございますので、ご理解賜りたいと考

えております。

今後の方針につきましては、委員会の答申を踏
まえて判断することになりますが、それに伴い下
水道整備に係る計画を見直し、都市計画の修正に
反映させてまいりたいと考えておりますので、ご
理解賜りたいと存じます。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） 令和5年度の整備を休止す
ることによりまして、現在下水道を利用している
方に影響はないのか等お伺いいたします。

○議長（大瀧次男） 上下水道局長。

○上下水道局長民生部理事（中村 久） 令和5年
度に予定しておりますむつ市公共事業再評価委員
会は、今後の下水道事業について諮問し、答申を
求めることとしておりますので、現在下水道をご
利用いただいている市民の皆様には、これまで
どおりご利用していただけます。

また、既に整備済みの区域で、まだ下水道へ接
続していない方に対しましては、引き続き接続を
お願いし、経費回収率の向上に努めてまいりたい
と考えておりますので、ご理解賜りたいと存じま
す。

○議長（大瀧次男） 20番。

○20番（浅利竹二郎） ありがとうございます。

将来に禍根を残す事業を、ここは一旦踏みとど
まり、見直しを図り、公共事業再評価委員会の裁
定に委ねる決断は、負の遺産を後任に引き継がな
いという宮下前市長の強い決意の表れであり、深
く敬意を表するところであります。今後予想され
る諸問題、諸課題については、誠意を持って対処
されますことを要望します。

結びに、今議会途中で発展的に辞職された宮下
前市長、原田前市議会議員及びその他うわさされ
る同僚市議会議員の辞職に対し、深く敬意を表す
るとともに、今後のご健闘を祈念するものであり
ます。

また、今任期で定年退職される職員の皆様に対しましても、長年むつ市のためのご貢献に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げ、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大瀧次男） これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（大瀧次男） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月9日及び10日並びに13日と14日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、明3月9日及び10日並びに13日と14日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月11日及び12日は休日のため休会とし、3月15日は付託議案審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時31分 散会

議 席 表

18番 佐々木 隆 徳 議員